

Ⅱ 小規模特定事業を実施する方への留意事項

1 小規模特定事業について

① 小規模特定事業（条例第2条第4号）

開発行為や宅地造成等において、当該事業区域外から搬入した土砂等で埋立て等を行う場合が対象となる（当該事業区域内の切土・盛土で土木工事を実施する場合は、対象外となるが、隣接地であっても外部から搬入すれば対象となる。）。このうち土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の事業が小規模特定事業に当たり、小規模特定事業を開始する日の14日前までに市に届出を行う必要がある。

② 小規模特定事業区域（条例第3条）

小規模特定事業区域の面積は、土砂等の埋立て等の用に供する区域の面積のことを指し、小規模特定事業に供する施設（区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所等）の面積は含まない。

③ 小規模特定事業場（条例第10条の2）

小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所等）を指す。

④ 事業規模の変更に伴う届出

事業規模を変更し、500㎡以上3,000㎡未満とする場合は、市条例の届出対象となるため、事前に市に届出を行う必要がある（既に県条例に基づき届出を行っている又は県条例の許可を受けている事業区域を縮小する場合は、市と県とで調整することとなるため、事前に相談すること。）

2 事業の実施にあたって

- ① 事業区域が500㎡以上の場合には、盛土規制法に基づく許可申請又は届出が必要になるため、県土整備部都市政策課に必要な手続きの確認をすること。
- ② 小規模特定事業区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市生涯学習課に確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）
- ③ 小規模特定事業区域（土地）に、青地や赤道、水路がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、また、事業を実施するために必要な措置等を市都市建設課に確認すること。
- ④ 小規模特定事業に使用する進入路を取り付ける場合や道路の損傷防止及び損傷復旧対応等に係る事前協議を道路管理者と行うこと。
- ⑤ 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続き等について市農業委員会に確認すること。
- ⑥ 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、市農政課に確認すること。
- ⑦ 事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認すること。（事務所は小規模特定事業を管理しうる範囲に設置する。）
- ⑧ その他、開発行為など、関係許認可等を十分に確認すること。
- ⑨ 1,000㎡以上の小規模一時堆積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要であること。
- ⑩ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受けること。
- ⑪ 小規模特定事業の内容について、小規模特定事業区域及び小規模特定事業場を実施する自治会等の周辺住民や隣接する土地所有者、その他利害関係を有する者に対して周知するよう努めること。

3 事業について

① 事業区域、対象事業

- i 開発行為や宅地造成等の事業を行う場合、盛土する部分について、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも対象となる。）
- ii 本条例では、小規模特定事業区域面積が500㎡以上3,000㎡未満の事業が、届出の対象

となる。また、変更により 3, 000 m²以上になった場合は、その時点で県条例の届出が必要となる。(市条例の届出をしている場合は、市と県とで調整が必要)

② 使用材料等

- i 小規模特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。
- ii 路盤材として使用される砕石や砂利は本条例の対象外である。
- iii 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。(泥状物等、土砂等に該当するか疑義が生じた場合には、必ず県北環境森林事務所に連絡をして、判断を仰ぐこと。)
- iv 不溶化处理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌については、小規模特定事業場に搬入することは認めない。
- v 改良土については、小規模特定事業場に搬入することは認めない。

4 その他

- ① 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、小規模特定事業区域以外からの土砂等の搬入終了時が、事業の完了となる。
- ② 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、土砂等の採取場所ごとに必要である。
- ③ 農地法第4条及び第5条の許可を要するものについては、農地転用許可申請書の写しを添付して申請することができる。この場合における小規模特定事業の許可は、農地転用許可後に許可することとなる。
- ④ 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。